

第18期 第4回 豊見城市農業委員会 総会

1. 日 時: 令和5年12月22日(金) 午後3時32分～午後3時56分

2. 場 所: 豊見城市役所 3階 第3会議室

3. 出席農業委員 (7 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 比嘉 友明 委員 4番 比嘉 強 委員 6番 上里 さゆり 委員

7番 金城 敏満 委員 8番 金城 道夫 委員

4. 欠席農業委員 (1 名)

5番 金城 朝之 委員

5. 農地利用最適化推進委員

東部地区: 金城 阿希乃 委員 ・ 金城 光俊 委員

西部地区: 瀬長 輝男 委員 ・ 高安 昌俊 委員

6. 農業委員会事務局職員

局 長: 新田 靖

班 長: 宇地原 健 主任主事: 長嶺 文斗

7. 議事録署名委員

8番 金城 道夫 委員 ・ 2番 上原 啓一 委員

8. 付議すべき案件

報告第 13 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 14 号 転用許可に係る工事の完了報告について

報告第 15 号 現況証明願について

報告第 16 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第 17 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 10 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 11 号 一時転用承認願申請について

議案第 12 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

8. 会議の内容

議長	これより第 18 期豊見城市農業委員会第 4 回総会を開会いたします。 (午後 3 時 32 分) 開会
議長	本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。 会期は、本日 1 日限りいたします。 本日の出席委員は 8 名中 7 名で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。 次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 8 番委員の金城道夫委員と第 2 番委員の上原啓一委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の新田事務局長及び長嶺主任主事をお願いいたします。 これより報告案件に入ります。初めに、報告第 13 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 2 ページをお開きください。 報告第 13 号「農地転用後利用状況の報告について」、今回 7 件ございました。内容確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 13 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 14 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 4 ページをお開きください。 報告第 14 号「転用許可に係る工事の完了報告について」、今回 1 件ございました。内容確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	報告第 14 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 15 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局	それでは、議案書の 6 ページをお開きください。 報告第 15 号「現況証明願について」、3 件ございました。内容を確認の上、証明を発行いたしましたので、ご報告いたします。以上となります。
議長	では報告第 15 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特にないようですので、進行します。 次に、報告第 16 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 8 ページをお開きください。 報告第 16 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」、今回 4 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 16 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 17 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 10 ページをお開きください。 報告第 17 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、3 件ありました。内容確認の上、通知書を受理しましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 17 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 これより議案審議に入ります。議案第 10 号について審議します。農地法第 3 条の規定による許可申請については、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いをしたいと思います。では、事務局の説明をよろしくをお願いいたします。
事務局	それでは、議案第 10 号について説明いたします。議案書の 11 ページから 25 ページとなります。では、議案書の 12 ページ及び 13 ページをお開きください。議案第 10 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、6 件の申請がございました。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 15 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字金良 124 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

整理番号 2 番につきまして、議案書の 17 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字渡嘉敷 475 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

整理番号 3 番につきまして、議案書の 19 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字平良 737 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

整理番号 4 番につきまして、議案書の 21 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字保栄茂 323 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

整理番号 5 番につきまして、議案書の 23 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字保栄茂 322 番 3 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

整理番号 6 番につきまして、議案書の 25 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字保栄茂 637 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

なお、今回の申請に当たって、新規に許可申請する農地及び既に耕作する権利がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。

調査の結果について、金城光俊委員から報告をお願いいたします。

金城推進委員

それでは、令和 5 年 12 月 12 日に行いました現地調査の結果について報告します。

整理番号 1 番から 6 番について、申請地及び経営地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。以上です。

議長

事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。議案第 10 号については 1 件ずつ審議します。

初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。よろしいですね。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定しました。

次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可することに決定しました。

次に、整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 3 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番については許可することに決定しました。

次に、整理番号 4 番、5 番、6 番について審議します。整理番号 4 番、5 番、6 番は譲受人が同じとなっていることからまとめて審議します。それでは整理番号 4 番、5 番、6 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 4 番、5 番、6 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番、5 番、6 番については許可することに決定しました。

次に、議案第 11 号について審議します。事務局より現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 27 ページをお開きください。

議案第 11 号「一時転用承認申請について」、1 件ございました。申請内容につきましては記載のとおりとなっております。それでは、申請案件についてご説明いたします。

28 ページからご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字名嘉地 177 の 1、177 の 2。転用目的では資材置場。当該申請地は農地法第 5 条第 1 項第 1 号の許可を要しない転用に該当し、事業完了後の農地への復元が見込まれることから承認相当ではないかと思われます。名嘉地 177 の 1 の申請地については、7 月に本市の水道工事でも申請があり、資材置場として利用しておりました。期間は令和 6 年 3 月 31 日まででしたが、工事自体は 11 月に終了し、そこから農地への復元作業という流れでしたが、今回の業者から話があり、前回までの業者では復元せず、利用することとなっております。念のため、地主の同意の下、復元計画の引継ぎ書をいただいております。

続いて現地調査の結果をご報告いたします。

現場の名嘉地 177 の 1 については、先ほども述べたとおり同意の下、復元されていないため砂利敷となっております、177 の 2 については遊休地状態となっております。

議案第 11 号について、説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

議案第 11 号について審議します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

議案第 11 号について、承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、議案第 11 号については承認することに決定しました。

次に、議案第 12 号について審議します。議案第 12 号については、農業委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農業委員の報告もお願いをしたいと思います。では、事務局の説明をお願いいたします。

(異議なし)

事務局

それでは、議案書の 34 ページをご確認ください。

議案第 12 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、3 件ございました。申請内容につきましては記載のとおりとなっております。それでは、申請案件についてご説明いたします。

整理番号 1 番につきまして 39 ページからご確認ください。調査書については 41-1 となっております。申請のあった土地は豊見城市字与根 513 の 5、転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 2 種農地と判断しております。

整理番号 2 番につきまして 42 ページからご確認ください。調査書は 44-1 になっています。申請のあった土地は、豊見城市字与根 529 の 2。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 2 種農地と判断しております。

整理番号 3 番につきまして 35 ページからご確認ください。調査書につきましては 38-1 になっています。申請のあった土地は、豊見城市字与根 526 の 2。転用目的は自動車整備工場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。一部で隣地に本市の水路浚渫工事で砂利敷で進入路ができておりましたが、本来農地転用の手続が必要であるため、違反案件となっておりますので、始末書を受領しております。

なお、今回の申請に当たっては 3 人の農業委員と現地調査を行いました。調査結果について、上原啓一委員から報告をお願いいたします。

2 番委員

それでは、令和 5 年 12 月 14 日に行いました現地調査の結果について報告します。

整理番号 1 番、2 番の申請地は、現場は耕起されておらず、草木が繁茂しておりました。現地の境界、周辺への被害防除等については特に問題ないと考えられます。

整理番号 3 番の申請地は、一部造成はありましたが、その他は耕起されておらず草木が繁茂しておりました。現地の境界、周辺への被害防除等については特に問題ないと考えられます。

議案第 12 号について、説明は以上です。

議長

ありがとうございます。事務局の説明と農業委員の報告が終わりました。議案

第12号について1件ずつ審議します。

初めに、整理番号1番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号1番について、農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号1番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号2番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号2番について、農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号2番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号3番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

(8番委員挙手)

議長

金城委員。

8番委員

転用として自動車整備工場なんですけれども、ここは調整区域ですよ。調整区域で自動車工場を造れると思うんですけれども、農業委員としてはこれは建築基準法との絡みも調べた上での話でしょうか。要するに、建築基準法では制限があると思うんですよ。用途によっては。ここは住宅区画ではあるんですけれども、そこら辺建てられるということで、そこを調べた上での転用許可なんでしょうか。

事務局

そうですね、こちらは転用申請があった際に確認をしまして、南部土木に

も開発許可は必要というところで、業者の方はおっしゃられています。ただ現時点、昨日時点でまだ開発許可の申請等が出されていないというふうに都市計画課、南部土木事務所においても確認がされていますので、この許可が取れないことには農地転用の許可も下りないというところになっております。

8 番委員

基本的には調整区域で、自動車整備工場はよく騒音とかいろいろあってトラブルのもとなんですけれども、一応は建築基準法上は造れるということですね。じゃあ開発行為については何が先なんですか、転用が先なんですか。

事務局

基本的に、お互い見込みがある上で同時申請をするという流れがありまして、なので、申請はこちらの受理通知をもって南部土木事務所に手続があります。その後に私たちの農業委員会事務局のほうで結果を進達して、その上で開発許可のほうが時間がかかるということで、それを待って、それを確認した上で農地転用の許可を出していくという流れになっています。

8 番委員

分かりました。了解です。

議長

ほかにいらっしゃいませんか。

(はいの声あり)

議長

これより採決します。

整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

以上をもちまして本日提案の議事日程は全て終了いたしました。委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。

令和 5 年 12 月 22 日 (金)

午後 3 時 56 分終了

議事録署名委員

議長

頼 長 登 子

8 番委員

金 成 道 夫

2 番委員

上 原 昭 一